

介護サービス事業所の指定取消処分等について

介護保険法及び生活保護法に基づき、市内の介護サービス事業所の監査を行ったところ、3事業所で法令違反が認められたため、当該事業所に対して、平成30年2月27日付けで、指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所の指定取消及び指定居宅介護支援事業所の指定効力の一部停止の処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業所及び行政処分の内容等

事業所名・所在地 【サービス種別・指定年月】	運営事業者	行政処分	監査年月日
①小倉台ケア・サービス (若葉区東寺山町473-1) 【訪問介護 H25.4】	株式会社サワケン (緑区誉田町1-131-14) 代表取締役 小澤 憲一	指定取消	H29.9.7
②ケアプラン白樺 (若葉区桜木北3-20-47 コープ桜木町304号室) 【居宅介護支援 H27.4】	株式会社TSKコンサルタント (若葉区高根町 914-100) 代表取締役 徳岡 久美子	指定効力の 一部停止	H28.6.9 他
③ホホえみケアマネ事務所 (美浜区幕張西3-6-4-201) 【居宅介護支援 H25.7】	光栄株式会社 (美浜区幕張西3-6-4-201) 代表取締役 遠井 妙子	指定効力の 一部停止	H28.10.31 他

※①③については、ともに生活保護法に基づく指定介護機関の行政処分も行った。

※①については、介護予防訪問介護の指定取消の行政処分も行った。

2 行政処分の内容及び理由

①小倉台ケア・サービス

(1) 処分内容

「訪問介護」及び「介護予防訪問介護」の指定取消

(2) 理由

ア 改善命令違反 (介護保険法第77条第1項第10号該当)

訪問介護計画書を作成すること及び具体的なサービスの提供内容を記録することについて、平成27年2月20日付けで改善勧告を行い、また、平成28年11月1日付けで改善命令を行ったが、平成29年9月7日の監査時点においても改善措置は講じられておらず、改善命令に違反していた。

イ 不正請求 (介護保険法第77条第1項第6号該当)

上記アの状況が介護サービスとして適切でないことを知りながら不正に介護報酬を請求し、受領した。

ウ 法令違反 (介護保険法第115条の9第1項第9号該当)

一体的に運営する指定訪問介護において、上記アのとおり改善命令に違反した。

②ケアプラン白樺

(1) 処分内容

「居宅介護支援」における6か月間の新規利用者受入停止及び介護報酬の請求上限7割の制限

(2) 理由

不正請求 (介護保険法第84条第1項第6号該当)

平成27年4月の指定当時から平成29年3月までの間、居宅サービス計画作成の際に実施するアセスメントの記録及びサービス担当者会議の記録が無い、居宅サービス計画の内容について利用者の同意を得ていない、毎月のモニタリング結果の記録が無いなど、運営基準減算に該当する運営基準違反があったため、居宅サービス計画費を減額して請求すべきところ、そのことを知っていたにもかかわらず、所定の減算を行わずに介護報酬を不正に請求し、受領した。

③ホホえみケアマネ事務所

(1) 処分内容

「居宅介護支援」における6か月間の新規利用者受入停止

(2) 理由

不正請求（介護保険法第84条第1項第6号該当）

平成27年9月から平成28年9月までの間、居宅サービス計画作成の際に実施するアセスメントの記録、サービス担当者会議の記録及び毎月のモニタリング結果の記録が無いなど、運営基準減算に該当する運営基準違反があったため、居宅サービス計画費を減額して請求すべきところ、そのことを知っていたにもかかわらず、所定の減算を行わずに介護報酬を不正に請求し、受領した。

※①③については、生活保護法に基づく指定についても同様の理由での行政処分。

※②③については、事案の重大性・悪質性の程度と改善への取組み状況を比較衡量し、上記の処分とした。

3 返還請求額

本処分に伴い、介護保険法及び生活保護法に基づき以下の額の返還請求を行った。

事業所名	介護保険法 における額	生活保護法 における額	計	返還請求日
①小倉台ケア・サービス	222,797,412円	44,756,651円	267,554,063円	H30.1.23
②ケアプラン白樺	3,368,154円	(なし)	3,368,154円	H29.6.29
③ホホえみケアマネ事務所	856,758円	8,059円	864,817円	H30.2.27
合計	227,022,324円	44,764,710円	271,787,034円	

※返還請求額には、介護報酬の不正受領額に加算金40%が含まれている。

※①については、上記以外にも不当利得があったとして、介護保険分として56,049千円、生活保護分として7,494千円、計63,543千円を別途請求した。

4 行政処分の効力発生日

①小倉台ケア・サービスについては、指定取消に伴う現サービス利用者の受け入れ先を確保するため、平成30年4月1日付けとし、②ケアプラン白樺及び③ホホえみケアマネ事務所については、サービス利用者に影響がないことから平成30年3月1日付けとした。